

保 護 者 様

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

※この意見書を忠岡町以外の医療機関で発行してもらう場合、諸費用が必要になる場合があります。

忠 岡 町 教 育 委 員 会

## 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校・登園が可能であると判断しました。

療 養 期 間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

登校・登園可能日

平成 年 月 日

学校（園）名

年 組 氏 名

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. 麻しん（はしか）        | 7. 結 核         |
| 2. 風しん（ふうしん）       | 8. インフルエンザ様疾患  |
| 3. 水 痘（みずぼうそう）     | 9. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 10. 流行性角結膜炎    |
| 5. 百日咳             | 11. 急性出血性結膜炎   |
| 6. 咽頭結膜熱（プール熱）     | 12. その他の感染症    |

（病名： \_\_\_\_\_ ）

○ その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関：

診察医師： \_\_\_\_\_

医療機関へのお願い

忠岡町立小中学校、幼稚園では、学校感染症等にかかった子どもが登校・登園するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

（なお、この意見書に係る諸費用については、町内医療機関に無料で協力をお願いしています。）